

Insights for Your Business

さすてな経営会計事務所

# magazine Plus

02

Feb 2026

TAKE FREE



## TOPICS

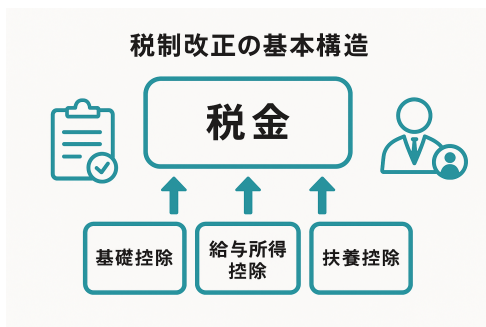
令和7年確定申告変更点まとめ基礎控除や連携対象も拡大

令和8年から変更される退職手当等の  
税務処理

通勤災害と認められない事例の注意点

# 令和7年確定申告変更点まとめ基礎控除や連携対象も拡大

令和7年分の所得税の確定申告で変更となるポイントを整理しました。控除や申告方法に関する見直しにご注意ください。



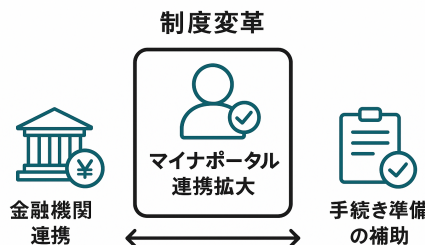
令和7年度税制改正により、基礎控除や給与所得控除、扶養控除の要件などが見直されました。具体的には、基礎控除は合計所得金額が2,350万円以下で58万円が適用。また、合計所得が655万円以下の居住者は最大で37万円の特例控除が与えられます。給与所得控除についても、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

## 扶養控除の要件変更



扶養控除などの対象となる扶養親族の所得要件も見直され、年収が123万円以上で要件外となる場合があります。特定親族特別控除では、19歳以上23歳未満の親族を扶養してい

る場合、親族の所得金額に応じて控除額が段階的に減少します。扶養親族の要件確認や、該当控除適用の可否について、早めの確認と準備が求められます。



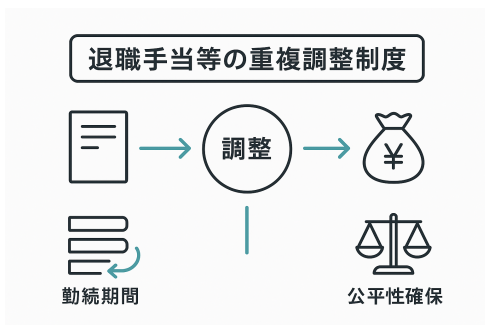
令和8年1月からはマイナポータル連携の対象が拡大します。生命保険や年金の支払調整に関する情報が、新たに複数の金融機関や団体と連携可能になります。事前の連携手続きが必要であり、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限にも注意が必要です。申告業務の効率化が見込まれますが、連携準備を計画的に進めましょう。

## ここがポイント!

- ・基礎控除や給与控除が見直される
- ・扶養控除や各種所得控除の要件確認を
- ・マイナポータル連携は対象団体が拡大

# 令和8年から変更される退職手当等の税務処理

令和8年1月から退職手当等の税務処理が一部変更されます。企業側の実務対応が求められます。

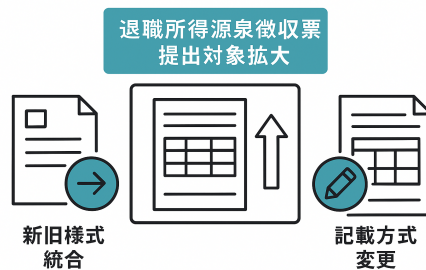


令和8年1月より、退職手当等の税額計算で「勤続期間の重複調整」が導入されます。退職者が65歳以上で老齢年金等を受け取った後に、別の退職手当等を受け取る場合、前年以前9年間に支給された退職金との重複を調整し公平性を確保します。この改正により、高齢者の複数退職による課税の偏り防止が図られます。



上記の重複調整に伴い「退職所得の受給に関する申告書」の様式が改正されます。また、退職手当等が一時金に該当する場合、この申告書の保存期間は7年から10年に延長されま

す。改正後の様式および保存期間の延長は、令和8年1月1日以降に受け取る退職手当等に適用され、事務手続きの見直しが必要となります。



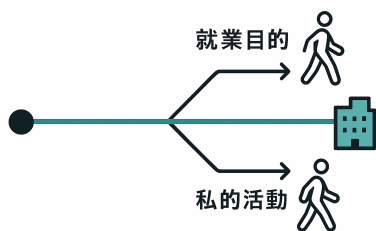
退職所得に関する源泉徴収票・特別徴収票の提出対象が、従来の法人役員等から居住者全体へ拡大されます。さらに、退職一時金の多様化に対応するため、様式や記載方法も見直されました。これらの変更も令和8年1月から適用開始となりますが、しばらくの間は旧様式に新様式の内容を反映すれば、新様式として扱われます。

## ここがポイント!

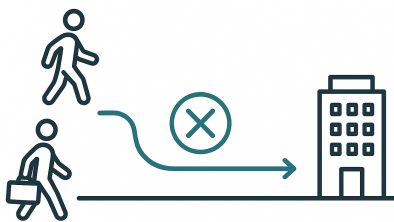
- ・退職金の重複期間調整が導入される
- ・申告書の様式改正と保存期間延長
- ・源泉徴収票の対象と形式が変更される

# 通勤災害と認められない事例の注意

通勤経路からの外出は「逸脱」や「中断」と判断されるおそれがあります。



通勤災害とは、通勤中に起きた労災と認定されたケガなどを指しますが、途中で就業や私的な目的の活動により経路を外れると、「逸脱」や「中断」に該当し、通勤災害としては扱われません。実際に、映画館に立ち寄った後に起きた事故が、このケースに該当して認められなかった事例もあります。



「逸脱」は通勤経路から明確に離れた場合、「中断」は経路上にしながら勤務と関係のない行為をした場合を指します。なお、これらの間やその後に発生した事故については、原則として通勤災害と認定されません。申請に

よっても給付対象外とされる場合が多いため注意が必要です。



ただし、日用品の購入や職業訓練、選挙の投票など日常生活上必要でやむを得ない理由によるものは例外です。最小限の逸脱や中断の後に通勤経路へ戻った場合、その後の経路上での災害は通勤災害とされる場合もあります。最終判断は労基署が行います。

## ここがポイント!

- ・逸脱・中断の範囲に要注意
- ・私的行動中の事故は原則対象外
- ・必要最小限なら例外となる場合も